

第2号議案

教育長に対する権限委任規則及び教育長専決事項に関する規程の一部改正について

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則及び教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令について、次のとおり提案します。

平成28年3月14日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 改正の内容

行政不服審査法の全部が改正され、不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化することなどに伴い、関係規則等の一部改正を行う。

- (1) 教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則
法律名の引用を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- (2) 教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令
法律番号を改正し、「裁決又は決定」を「裁決」に改める。

2 施行期日

平成28年4月1日

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜十九 （略）</p> <p>二十 審査請求に関する教育委員会の権限</p> <p>二十一〜二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜十九 （略）</p> <p>二十 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく不服申立てに関する教育委員会の権限</p> <p>二十一〜二十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

広島県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）新旧対照表

改正後

改正前

第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十五号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。

一〜三 (略)

四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく裁決（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づく決定等に係るものを除く。）

五 (略)

2 (略)

第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十五号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。

一〜三 (略)

四 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく裁決又は決定（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づく決定等に係るものを除く。）

五 (略)

2 (略)

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
学校その他の教育機関

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。